

四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、IT等の新たな技術の活用により、既存の産業の生産性向上に資することが期待できる分野に取り組む企業等に対し、予算の範囲内でその経費の一部を支援することにより、地域産業の高度化を図るとともに、その技術やサービスを介して、本市産業の更なる活性化を目指すことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 営利を目的として、事業所の新設又は増設を行い、かつ、継続的に事業を営む法人又は個人であり、第3号に掲げる事業を行う者をいう。
- (2) 事業所 次号に掲げる事業を行う場所をいう。
- (3) IT企業等 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）において、大分類G-情報通信業に分類される事業の中で、次に掲げる事業を行う者をいう。
 - ア 中分類37-通信業
 - イ 中分類39-情報サービス業に分類される事業
 - ウ 中分類40-インターネット附随サービス業に分類される事業
 - エ 中分類41-映像・音声・文字情報制作業
- (4) 新設 市内において新たに事業所を設置し、前号に掲げる事業を行うことをいう。
- (5) 増設 すでに、市内において第3号に掲げる事業を行う者が現に行っている事業と同一の事業の事業所を市内に設置し、又は事業所を拡張して事業拡大を図ることをいう。
- (6) 常用労働者 週当たりの所定労働時間が20時間以上であって、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 期間の定めがなく雇用される労働者
 - イ 期間を定めて雇用される労働者のうち、雇用期間が随時更新されることにより、実態としてアに規定する労働者と同様の状態にあると市長が認める者
- (7) 賃借料 事業所を賃借する者が、貸主との間で賃貸借契約を締結し、貸主に対して定期的に支払う賃借料で、敷金、礼金、共益費、光熱水費その他これらに類する費用を除いたものをいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者（以下、「補助対象事業者」という。）は次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 事業所の床面積が25平方メートル以上であること。
- (2) 常用労働者の数が3名以上であること。
- (3) 事業所開設の日から起算して、3年以上市内で事業を行うこと。
- (4) 事業所において行う事業が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき、営業の許可又は届出を要する事業

- イ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
 - ウ 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める事業
- (5) 国、地方公共団体又はこれらの全額出資に係る法人ではないこと。
- (6) 市税を滞納していないこと。
- (7) 次に掲げるいずれかに該当しないこと。

ア 次に掲げるいずれかの法人

- (ア) 暴力団（四日市市市暴力団排除条例（平成23年四日市市市条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者
- (イ) 当該法人の役員が暴力団員（四日市市市暴力団排除条例（平成23年四日市市市条例第9号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- (ウ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

イ 次に掲げるいずれかの個人

- (ア) 暴力団員である者
- (イ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（補助対象事業）

第4条 この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるいずれかの事業とする。

- (1) IT オフィス等開設経費補助事業
- (2) 進出企業建物賃貸料補助事業。ただし、前号の事業で補助を受けた者、又は同時に補助を受ける者に限る。
- (3) 通信回線使用料補助事業。ただし、第1号の事業で補助を受けた者、又は同時に補助を受ける者に限る。

（補助対象経費、補助率及び補助限度額）

第5条 前条に掲げる補助対象事業にかかる補助対象経費、補助率、補助限度額及び交付期間は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 他団体からの助成金等の交付を受ける場合は、当該助成金等を充当する経費については、補助対象経費に算入しないものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、第4条に掲げる事業に着手する前までに、次の各号に掲げる書類を添付し、四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出し、その指定を受けなければならない。

- (1) 企業の概要書（会社パンフレット等）
- (2) 登記事項証明書
- (3) 定款又はこれに準ずるもの
- (4) 当該事業所の位置図、外観写真、配置図及び各階平面図
- (5) 当該事業所の賃貸借契約書の写し
- (6) 当該事業所の通信回線等の利用契約書又は申込書等の写し（第4条第3号に掲げる事業

の申請をする場合に限る。)

(7) 当該事業所の常用労働者一覧表

(8) 市税の完納証明書

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第4条第2号及び第3号において、翌年度以降も交付を受けようとする場合にあっては、交付を受けようとする年度の4月1日中に、四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請は、1事業者につき1年度1回限りとする。

4 補助金の交付対象期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第4条第1号に掲げる事業 事業所を開設する開設月の属する年度

(2) 第4条第2号及び第3号に掲げる事業 事業所の開設日の属する年度を含む3年分とする。ただし、初年度については、交付決定日以降の経費を補助対象経費とする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合、その内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した場合にあっては四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(届出)

第8条 補助対象事業者は、事業所を開設し、休止し、又は廃業したときは、速やかに事業所（開設・休止・廃業）届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(計画変更)

第9条 申請者が補助金の交付決定を受けた後において、補助事業等の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金計画変更承認申請書（第5号様式。以下「計画変更承認申請書」という。）を提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における20パーセント以内の変更をいう。

3 市長は、第1項の規定による計画変更承認申請書の提出があったときは、変更内容を審査し、第7条の規定による決定の変更を承認することができる。

(変更決定)

第10条 市長は、前条第3項の規定により、四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金の交付の変更を承認したときは、四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金変更決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(地位の承継)

第12条 前条の規定にかかわらず、補助対象事業者に相続、譲渡、合併等による変更が生じたときは、当該補助対象事業者に係る事業が継続される場合に限り、当該補助対象事業を承継する者は、市長の承認を受け、当該補助対象事業者の地位を承継することができる。

2 市長は、前項の承継をしようとする者が第3条各号に定める要件を満たしていないと認めるときは、承継を承認しない。

3 補助対象事業者の地位を承継する者が、本制度による補助金を既に受けている場合は、既存の補助対象事業と承継する補助対象事業を併せて本制度の要件の範囲内で補助金を交付するものとする。

4 第1項の規定により、補助対象事業者の地位を承継する者は、速やかに承継届出書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、承継承認通知書（第8号様式）により、当該地位を承継する者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、当該補助事業の終了後30日以内あるいは、交付申請年度を含む各年度の3月31日のいずれか早い日までに、四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金実績報告書（第9号様式。以下「実績報告書」という。）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の一部請求及び交付)

第13条の2 補助対象事業者は、第4項に規定する場合において補助金の一部を請求することができる。

2 補助対象事業者は前項の規定による一部請求をするときは、四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金一部請求書（第9号様式の2。以下「一部請求書」という。）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の一部請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、一部請求の適否について決定又は不決定を行うものとし、四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金一部請求決定（不決定）通知書（第9号様式の3。以下「一部請求決定通知書」という。）により、補助対象事業者に通知するものとする。

4 一部請求書は、以下の各号に定める時点で提出することができる。

(1) 第4条第1号に掲げる事業については、事業が完了した時点。ただし、当該事業が第4条第2号及び第3号に掲げる事業と併せて申請されている場合に限る。

(2) 第4条第2号及び第3号に掲げる事業については、当該年度の上半期分（4月から9月まで）に係るものは、10月末日までに提出しなければならない。この場合、下半期分（10月から翌年3月まで）に係るものは、前条の規定による実績報告書を提出すること。

(補助金額の確定)

第14条 市長は、申請者から実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助することが適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金交付確定通知書（第10号様式。以下「交付確定通知書」という。）により申請者に

通知するものとする。

(補助金の請求等)

第15条 申請者は、第13条の2第3項の規定による一部請求決定通知書又は前条の規定による交付確定通知書を受けた後、四日市市IT企業等進出支援事業補助金請求書(第11号様式。以下「請求書」という。)により、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取り消し及び補助金の返還)

第16条 市長は補助対象者が第3条に規定する交付の対象となる条件に違反したと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る補助金の返還を命じることができる。

2 前項の規定による補助金返還命令は、補助金返還命令書(第12号様式)によるものとする。

(書類の整備)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、保管しておかなければならない。

(調査)

第18条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対し、報告を求め、又は調査を行うことができる。

(補助金の評価)

第19条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めるときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

(補則)

第20条 四日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市市規則第11号)及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の執行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、第17条の規定を除き、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)

2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱(令和3年四日市市告示第182

号)の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
新型コロナウイルス感染症 に対応するための保証料補 助金交付要綱(令和2年四日 市市告示第108号)	(略)	
四日市市中小企業雇用継続 支援補助金交付要綱(令和2 年四日市市告示第347号)	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
新型コロナウイルス感染症 に対応するための保証料補 助金交付要綱(令和2年四日 市市告示第108号)	(略)	

<u>四日市市 IT 企業等進出支援 事業補助金交付要綱(令和 2 年四日市市告示第 1 8 3 号)</u>	<u>第 1 号様式、第 4 号様 式、第 5 号様式、第 7 号 様式、第 9 号様式及び第 1 1 号様式</u>	<u>第 1 1 号様式につ いては、署名(法人 その他の団体にあ っては、代表者の署 名)をした場合に限 る。</u>
四日市市中小企業雇用継続 支援補助金交付要綱(令和 2 年四日市市告示第 3 4 7 号)	(略)	
(略)		

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費		補助率	補助限度額
	項目	内訳		
第4条第1号に規定する事業 (IT オフィス等開設経費補助事業)	事務所等の改装費	店舗等の整備費（製品の購入が主目的となる家電、什器等を除く。）	1/2 以内	500 千円
	広告宣伝費	・事務所開設にかかるパンフレット・カタログ等作成費 ・新聞・雑誌・Web ページ等の広告費		
第4条第2号に規定する事業 (進出企業建物賃貸料補助事業)	建物賃貸料	交付決定日の属する年度を含む3年度分 ※初年度については、交付決定日以降の経費を補助対象経費とする。	1/2 以内	月額上限 60 千円 年間上限 720 千円
第4条第3号に規定する事業 (通信回線使用料補助事業)	通信回線使用料	直接事業に供される電話料金、インターネット接続費、クラウドサービス利用料、プロバイダー利用料等。交付決定日の属する年度を含む3年度分（初年度については、交付決定日以降の経費を補助対象経費とする）	1/2 以内	月額上限 100 千円 年間上限 1,200 千円

(注1) 第4条第2号及び第3号に掲げる事業については、第4条第1号に掲げる事業の補助を受けた者であること。

(注2) 交付対象期間は、第4条第1号に掲げる事業については、事業所を開設する開設月の属する年度のみとし、第4条第2号及び第3号に掲げる事業については、事業所の開設日の属する年度を含む3年度分とし、初年度については、交付決定日以降の経費を補助対象経費とする。

(注3) 開設日が月の途中の場合は翌月の賃借料及び通信回線使用料からとし、3年を満たず月の途中で当該事業所を退去した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る補助金の返還を命じることができる。

(注4) 対象事業者が、交付対象期間内に他の建物に移転（同一建物内での移転も含む。）した場合、移転後においても要件に該当する場合に限り、移転前の開設日から起算して3年度分を限度として移転後においても交付するものとする。

(注5) 補助金の交付にあたっては、賃借料又は通信回線使用料が日割り等により計算されて

いる月については交付の対象とせず、1か月の賃借料支払額又は通信回線使用料支払額が月額で定められた賃借料である場合に補助対象経費とする。なお、月途中で当該事業所を移転（同一建物内での移転も含む。次号において同じ。）し、移転した月の賃借料又は通信回線使用料が日割り等により計算されている場合にも適用する。

（注6）月途中で事業所を移転し、移転前の当該事業所と移転後の事業所について、月額で定められた賃借料又は通信回線使用料を重複して支払う場合、移転後の事業所の賃借料及び通信回線使用料のみを補助金の対象とする。